

## 『世界』2016年9月号

表紙写真が気に入り、「表紙の言葉—福島はいま」を読んだ。檜葉町天神岬スポーツ公園から海上風力発電施設を望む、鈴木邦弘とある。

「福島の空気は、暑さと湿気を含んだ夏のものから、肌寒さとさわやかさを感じさせる秋のそれに変わっていた。町では、地面を削り、山を崩す、除染作業が急ピッチで進められていた。除染廃棄物と土を積んだトラックが、国道6号線を頻繁に行き来するその様子は、まるで町のどこかで巨大な土木工事が行われているようだった。その国道6号線をいわき市から南相馬市方面へ進み、木戸川橋を渡ってすぐの交差点を右折し、突き当たりまで行くと天神岬スポーツ公園に到着する。この公園は海側の高台にあり、広野火力発電所や前原、山田浜、山田岡、下小埜などの地区を一望できる。私は檜葉町を訪れた際には必ずここへ立ち寄り、町全体の様子を確認してきた。そして時には、日の出前の暗闇の時間に訪れ、日の出後もしばらく撮影を続け、町全体の変化を感じとってきた。除染は進み、新たな堤防が造られ、フレコンバッグが山積みになれ、風景は変貌し続けてきた。果たしてそこに未来はあるのか。早朝の洋上には、風力発電の風車が静かに佇んでいた。



2015年秋撮影。放射線量：毎時0.76マイクロシーベルト」

今月号は「3分の2」後の政治課題、EUとユーロの行方—イギリス・ショックのあとで、という2本の特集である。とりわけ前者の特集に注目した。

それと表紙写真上にタイトルが掲げられている、宮本憲一先生の「戦後日本公害史の教訓 環境保全の地域再生へ」をじっくり読んだ。14ページに及ぶ、先生のあつい思いが伝わってくる重厚な論文である。一部だけでも抜粋して紹介したい。

第106回日本学士院賞を受賞した拙著『戦後日本公害史論』は、『恐るべき公害』出版後50年の研究の成果である。日本学士院のような伝統的アカデミーが、この若く学際的な分野の私の研究を評価したことの意義は重要であり、今後学会で若い研究者の評価が進むことを期待している。

私たちはいま四つの大きな公害・環境破壊問題（四大環境問題と略す）に直面している。公式発見以後60年以上を経ているまだに解決をしない水俣病問題、史上最悪の原発公害、この10年間で2万人の犠牲を出しているアスベスト災害、沖縄最大の環境破壊の予測がされる辺野古基地問題。これらの問題をどのようにして解決するか。それぞれ大きな課題である。

戦後公害史のもっとも重要な教訓は、憲法13条、25条に基づいて市民が基本的人権を守り幸福追求権を主張して行動を起こし、第8章の地方自治の本旨に基づいて公害防

止・環境保全を優先し、住民福祉を実現する独創的な行政を実現する革新自治体を作り、さらに三権分立によって司法の自立に期待し、公害裁判を起こし、人格権や環境権という権利を主張して、勝利したことである。四大環境問題の解決の道も、原則はこの教訓の示す道を進む以外にない。しかし今回の参院選挙に明らかなように、主体的な力は大きく変わっている。労働組合や社会民主主義政党の力は著しく減退している。政党の連帯は革新ではなく護憲、特に9条擁護である。地域の住民運動に代わって個人の自主的な参加による市民運動が安保法制反対・立憲主義で大きな力を発揮した。この変化した反自民の主体が過去の革新自治体の時代に匹敵する平和・環境・自治の地方政治を作りうるだろうか。

私はコミュニティの回復や地域再生は金銭賠償だけで可能になるのではなく、それと共同する住民参加による自治体の事業がなければならぬと考えている。自治体とくに福島県に対する市民の地域再生の運動がカギを握っているのではないかと考える。

私は改憲の口実として、「環境権」を主張するのは反対である。最大の環境破壊である戦争を否定した現憲法こそ環境権を認めるにふさわしいと考える。現憲法の下で環境権を裁判で認めるか、法制が必要であれば環境基本法を改正するか環境憲章を作って、具体的な権利とするべきだと考える。

(2016年8月16日)